

# 平成 29 年度 第 6 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会 会議要旨

## 1 日時

平成 29 年 11 月 21 日（火）午後 2 時から午後 4 時 30 分

## 2 場所

市役所 議会棟 4 階 第 1 委員会室

## 3 出席者

（委員）

- ・ 学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・ 市議会議員：野々下重夫、廣岡芳樹、中林和江
- ・ 公募による市民：桑田信之、中村茂徳、東口啓一
- ・ 市職員：荒木和美、長滝谷保、松原徹

※ 敬称略

（事務局）

吉田課長、村井課長代理、吉田係長、藤枝、吉本

## 4 次第

- (1) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書の確認について  
（これまでの振り返り）
- (2) その他

## 5 会議内容

- (1) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書の確認について  
（これまでの振り返り）

### ① 条文全般について

<委員の主な意見>

- ・ 行政の責務等について、他の条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項は、「～ものとする」ではなく、「～しなければならない」と強調して規定した方が良いと考える。

また、議会の責務等についても、委員会の中で一定議論した内容を踏まえ、議会での議論を尊重した上で、改正の必要性を検討した方が良いのではないかと考える。

＜確認した事項＞

- ・ 文末の表現について、条文の個別の箇所ごとに表現を引き続き委員会で議論する。
- ・ 議会の責務等の文末の表現について、議会での議論を尊重し、条文の改正の必要性について引き続き検討する。

**② 前文**

＜委員の主な意見＞

- ・ 「協創」は、協働から一步踏み出した先に目指すべき姿の理念として位置付けられるものであり、条文の規定については現行のとおりとしてはどうかと考えるが、地域協働協議会など協働のまちづくりが一定進んできていることについて「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）で明らかにしていく必要がある。

＜確認した事項＞

- ・ 「協創」は、協働の先を目指すべき姿として、前文に記述しており、本市における協働の取組状況も踏まえ、本条例での規定は現行のとおりとする。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

**③ 第1条（目的）～第3条（基本理念）**

＜委員の主な意見＞

提言書（案）について、特に意見なし。【提言書（案）のとおりで良い】

＜確認した事項＞

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

**④ 第4条（市民相互の協働）**

＜委員の主な意見＞

- ・ 地域の活動をより活発にしていくという理念として、地域協働協議会に関する規定を追加した方が良いと考える。
- ・ 地域の活動においては、自治会、PTAなどの他の団体もある中で、地域協働協議会のみ本条例に位置付けるのはどうかと考える。地域活動において、地域協働協議会の活動のみ行政が支援するように受け取られかねないのではないか。
- ・ 理念条例である本条例に特定の団体である地域協働協議会を位置付けると、今後、団体の名称等の変更が生じた際に本条例の改正が必要になるな

ど、機動的でなくなるのではないか。特定の団体名称等は、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）で記載した方が良いのではないか。

- ・ 地域協働協議会は、本市における地域協働の基盤となるものであるが、地域の活動の現状を鑑みると、地域の活動における他の団体との関係性を整理する必要がある、特定の団体のみ本条例で位置付けを規定することは時期尚早ではないか。
- ・ 地域協働協議会の位置付けについて、本条例とは別に地域協働に関する条例を制定することも含め、引き続き、個別に検討していくことが必要と考える。

**<確認した事項>**

- ・ 地域協働協議会の位置付けについて、地域の活動の現状を鑑みると、地域の活動における他の団体との関係性を整理する必要がある、特定の団体のみ本条例で位置付けを規定することは時期尚早であると考えため、本条例での規定は行わないものとする。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

**⑤ 第5条（市民と行政の協働）～第6条（安全・安心の向上）**

**<委員の主な意見>**

提言書（案）について、特に意見なし。

**<確認した事項>**

- ・ 提言書（案）のとおりで良い。
- ・ 文末の表現については、引き続き委員会で議論する。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

**⑥ 第7条（透明性の確保等）**

**<委員の主な意見>**

- ・ 市民相互の情報共有も必要ではないか。

**<確認した事項>**

- ・ 提言書（案）のとおりで良い。
- ・ 文末の表現については、引き続き委員会で議論する。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

## ⑦ 第8条（情報公開）～第12条（市民の役割及び責務）

<委員の主な意見>

提言書（案）について、特に意見なし。

### <確認した事項>

- ・ 提言書（案）のとおりで良い。
- ・ 文末の表現については、引き続き委員会で議論する。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

## ⑧ 第13条（議会の役割）～第15条（市議会議員の役割及び責務）

<委員の主な意見>

- ・ 議会の責務等について、委員会の中で一定議論した内容を踏まえ、「～しなければならない」と強調して規定することなど、議会においても検討してはどうか。
- ・ 議会での議論を尊重した上で、改正の必要性を検討した方が良いのではないか。

### <確認した事項>

- ・ 議会の自己規律性を尊重し、改正については、議会に委ねることとする。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

## ⑨ 第16条（市長の役割及び責務）

<委員の主な意見>

- ・ 地方自治法の改正により、内部統制の強化等、新たな視点も出てきており、その点は「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載してはどうか。

### <確認した事項>

- ・ 提言書（案）のとおりで良い。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

## ⑩ 第 17 条（行政の役割及び責務）～第 24 条（国、他の自治体等との連携）

＜委員の主な意見＞

提言書（案）について、特に意見なし。

### ＜確認した事項＞

- ・ 提言書（案）のとおりで良い。
- ・ 文末の表現については、引き続き委員会で議論する。
- ・ 第 19 条における総合計画の位置付けについては、引き続き委員会で議論する。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

## ⑪ 第 25 条（この条例の位置付け）

＜委員の主な意見＞

- ・ 「基本的な理念及び原則であることを認識し」とあるが、「基本的な理念及び原則と位置付け」とすれば、最高規範性を表現できるのではないか。
- ・ 最高規範として本条例に位置付けてもらいたい、というのが制定時の市民検討委員会の思いであるので、最高規範性を明記した方が良いと考える。
- ・ そもそも最高規範性ということを条文に規定することが、条例の性質を考えたときに難しいという議論があり、現行条文の形になっているので、現行のとおりで良いと考える。
- ・ 文末の表現を強めてはどうか。

### ＜確認した事項＞

- ・ 文末の表現については、引き続き委員会で議論する。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

## ⑫ 第 26 条（住民投票制度）

＜委員の主な意見＞

- ・ 現時点では住民投票制度について、議論が尽くされていないと考える。行政内部での検討を、引き続き求めたい。
- ・ 住民の意思を確認するための大切な手法として住民投票を規定する必要がある。今後、寝屋川市にふさわしく、実効性があり、市民の意思をいかにさせる住民投票制度について検討を行うことが必要である。住民投票で意見を聞くというのも一つの方法ではないか。
- ・ 住民投票の規定はこのままで良いと考える。本条文を改正する必要があるとの意見を提言するには、議論が煮詰まっていないと考える。

<確認した事項>

- ・ 条文の変更は行わない。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

(3) その他

次回の検証委員会は、12月1日（金）午後2時から、議会棟5階第2委員会室で開催する。

本日の会議要旨について、次回の委員会までに委員へ配布する。